

いじめ重大事態調査結果報告書（公表版）

藤沢市教育委員会

1 はじめに

本市立学校（以下、「学校」という。）において、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項第1号規定のいじめ重大事態事案（いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い）が発生し、藤沢市教育委員会は、藤沢市長に対し、2025年1月24日、その発生を報告した。学校内に設けたいじめ問題調査委員会がその調査を実施し、調査結果報告書を取りまとめ、藤沢市教育委員会が藤沢市長に対し、2026年2月12日、調査結果報告書を報告した。

2 いじめの概要

本調査において、いじめの被害を受けた疑いのある児童（以下、「対象児童」という。）は、対象児童と一定の人的関係にあった複数人の児童らから、放課後、校外において、暴力や物を壊されたことがあったと認められた。認められた行為は、客観的に、対象者に心身の苦痛を感じさせるものと考えられ、対象児童も、この行為に苦痛を感じていたと考えられるため、法第2条規定の「いじめ」にあたる。

3 学校の対応

学校は、学校のいじめ防止基本方針（以下、「学校方針」という。）を、教職員や保護者に対し周知し、教職員においても法のいじめを一定程度理解していたなど、いじめについて一定の未然防止策が図られていた。また、初期対応についても、学校方針に基づき、組織的に対応し、早期の事実確認、情報共有が図られていた。

もっとも、本事案が発生したこと自体について、教育委員会及び学校は、その事態を重く受け止め、引き続き、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応などのいじめ防止対策に努めるとともに、児童らへの支援、指導を継続していく。

4 学校の再発防止策

本調査において、学校は、教職員に対し、より一層のいじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、次の再発防止策を周知し、再発防止に努める。

（1）学校いじめ防止基本方針の周知や見直し

学校は、教職員に対し、学校方針をさらに周知するための機会を、年1回から、2025年度より年3回（学期ごと学期はじめに1回）に増やし、職員会議などで、管理職などから教職員に対し、学校方針の内容を確認し、教職員一人ひとりが学校方針を正しく理解することで、すべての教職員が学校方針に則った対応を行うことにより、「いじめ」の再発防止、「いじめ」の早期発見に努める。

また、学校は、学校方針について、今後、チャート図やフロー図などを追加し、内容の視認性を高めた改訂などを行い、教職員に、より分かりやすく示し、児童や保護者の安心に繋がるように努める。

(2) 「いじめ」の理解促進

学校は、「いじめ」事案に対する適切な校内対応の在り方について、年1回の教職員に対する研修を2回に増やし、また、研修にロールプレイングやシミュレーションを取り入れるなど、研修内容の充実にも努める。なお、研修を通して、教職員一人ひとりが、改めて「いじめ」の定義を確認し、具体例を考察することで、児童間のトラブルにも「いじめ」の視点の感度を高めること、「いじめ」を発見した際には、組織的な対応を行うため、各教職員の果たすべき役割を学び、「いじめ」に対する対応力を強化するように努める。なお、内1回の研修は、昨年度に引き続き、2025年度も、市教委の指導主事やいじめ防止対策担当スクールカウンセラーが学校の教職員に向けて実施するいじめ防止研修を活用する。

(3) 複数の教職員での情報共有の重要性や適切な事実確認の方法の周知

学校は、教職員に対して、情報共有の重要性や適切な事実確認の方法について、全教職員が参加する会議などを通じて周知する。また、校内スクールカウンセラーと協力し、教職員に対し、ヒアリング手法に関する学習の機会を設けるなどし、教職員のヒアリングスキル向上に努める。なお、適切な事実確認を周知する際には、本事案の教訓として次の事項も周知する。

教職員が、「いじめ」を発見したら、もしくは、「いじめ」の相談を受けた場合、

- ① 速やかに、学年の教職員や関係者による会議を実施しチームを編成
- ② チームによる迅速なヒアリングを実施（当事者や目撃している児童）
- ③ 当事者が複数いる場合には同時間帯でのヒアリングを実施
- ④ ヒアリング後、チーム内で、速やかに情報共有
- ⑤ 情報共有の際、ヒアリング結果を可視化し、複数人で整合性を確認
- ⑥ ヒアリング結果に差異があった場合には、再度のヒアリングを実施

また、学校は、引き続き、日頃から、学年の教職員間での積極的な情報共有や情報交換を継続し、「学年の教職員で学年の児童を見ていく」という共通認識のもと、他のクラスの事情も考慮した学級運営及び学年運営を行い、学年の教職員がチームとなり、連携して対応していくよう徹底する。

(4) 校内のいじめ防止対策組織の運用の見直し

学校は、教職員に対し、学校方針記載の校内のいじめ対策組織の設置及び運営、会議の開催方法などを周知する際には、本事案の教訓として、次の事項も周知していく。

- ① 緊急性の高い事案については、教職員の機動性を高めるため、校内のいじめ対策組織の中に、すぐに動ける教職員数名で構成するチーム（初動チーム）を編成する。
- ② 初動チームを編成したとしても、「いじめ」の認知、対応方針、検討事項、決定事項については、校内のいじめ対策組織で協議、判断する。
- ③ 校内のいじめ対策組織の組織力を強化するため、校内のいじめ対策組織に、関係する学年の教職員を加える。
- ④ 平時に、校内のいじめ対策組織による会議を開催する際、校内スクールカウンセラーの勤務日を考慮し、校内のスクールカウンセラーが参加可能な日時の開催に努める。

(5) 児童らに対する「いじめ」の未然防止及び再発防止策

学校は、児童らに対し、各学年の実態や発達段階に応じた「いじめ」に関する授業などを適宜実施する。また、保護者や地域の大人にも「いじめ」について考えてもらう機会を設けるなど、学校全体、地域全体で「いじめ」の未然防止を図り、再発防止に努める。

現時点において、次の防止策を検討している。

- ・ 「いじめ」の四層構造（「いじめ」が「加害者」、「被害者」だけではなく、「観衆」と「傍観者」という層によって構成されるという考え方で、「観衆」と「傍観者」は「いじめ」をエスカレートさせる要因となり得ること）や情報モラルに関する学習の機会を、毎年、学年はじめの4月に設ける。（児童向け）
- ・ 「いじめ」について考え、対応を強化する期間（例えば、「いじめ」防止月間など）を設ける。（児童向け）
- ・ 児童に対する「いじめ」の授業を、保護者も参観可能とし、児童と保護者がともに「いじめ」を考える機会を設ける。（保護者向け）
- ・ 保護者会やPTAによる会議において、「いじめ」について考え、協議する機会を設ける。（保護者向け）
- ・ 学校運営協議会を通じて、「いじめ」に対する学校の考え方や取組み内容を発信していく。（地域の大人向け）

以上